



広 第 280 号

平成24年10月24日

NPO法人アサザ基金

代表理事 飯島博 殿

茨城県知事 橋本昌



霞ヶ浦を放射能汚染から守るために早急の取り組みを求める要望書について（回答）

日頃より、県行政の推進につきまして、ご理解を賜り御礼申し上げます。

平成24年9月25日付けで提出された標記要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 流入河川の放射性物質の調査を詳細に実施し、霞ヶ浦に放射性物質が移動しないよう必要な対策を早急に講じていただきたい。

【回答】

国及び県では、本年5月から6月にかけて、霞ヶ浦湖内8地点及び流入56河川・水路（56地点）について、第3回調査を実施いたしました。

第4回調査については、現在実施しており、今後も継続してモニタリングを実施することとしております。

【生活環境部：環境対策課】

県管理河川につきましては、引き続き実施される環境省のモニタリング調査結果を注視し、放射性物質汚染対処特措法に基づき対応してまいります。

【土木部・河川課】

- 2 流域内の団地や工業団地等の雨水調整池での底泥の採取を実施し、高濃度で汚染されている底泥については除去等の対策を実施していただきたい。

【回答】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、雨水調整池の除染は、原則、市町村が行うこととなっております。

県としましては隨時、市町村情報連絡会議を開催し、情報の共有化を図るなど除染の円滑な推進に努めており、市町村から雨水調整池等の除染について相談が寄せられた場合には、現場での放射線測定等、技術的な支援を行っているところでございます。

【生活環境部：原子力安全対策課】